

# 近世琉球における無祿士族の私有地獲得

玉城毅

## はじめに

本稿の目的は、近世琉球における無祿士族の私有地への関わり方を検討し、一部の無祿士族が私有地を獲得していたことを明らかにすることである。それによって、無祿となって貧窮した士族たちが再び社会的経済的地位を築いていった主体的な実践を照射し、その実践を可能にした近世琉球の社会的状況の一端を明らかにしたい。

琉球近世の村落では、村落の土地共有を主軸とする地割制が敷かれていた。耕作地の大部分が村落共有であり、農民は村のルールに従って一定の耕作地を割り当てられ、一定の期間で割替えられた。土地の配当を受ける権利をもつ農民は「地人」と呼ばれた。この制度によって農民は村に緊縛され、村は農民=「地人」から構成される閉鎖的社会的空間となっていた。一方、支配階層であった士族は、首里王府の官僚であり俸禄生活者であった。農民は「地人」であることによって、士族は王府官僚であることによって、それぞれの経済基盤が保障されていた。

そのいずれにも当てはまらないのが無祿士族であった。彼らは、王府の官僚ポストに就けなかつたために俸禄がなく農業をせざるを得なかつたが、地人でもなかつたので耕作地の配当を受ける権利がなかつた。多くの場合、無祿士族は村の周辺に住み着き、小作をして何とか糊口を凌がなければならなかつた。無祿士族は、琉球近世の制度からこぼれ落ちた不安定な存在であり、その多くが貧窮していたことは多くの研究者が指摘していることである。

本稿では、このような無祿士族が、土地を獲得した可能性を検討する。制

度に守られていなかった無祿士族が土地を獲得し得たとすれば、それは、制度の隙間を縫ってのことだったと思われる。そこには、相当の主体的な実践力があったに違いない。このような無祿士族に着目することで、制度史の研究では捉えることが難しい人々の主体的な実践とそれを可能にした歴史的・社会的状況にアプローチする手がかりとしたい。

## I 地割制下の土地の種類

地割制の下では、土地の大部分が私有を許されなかつたが、例外的に私有地も存在していた。「沖縄県旧慣租税制度」[1895: 208]によると、地割制が廃止された土地整理以前の沖縄全体の土地構成は次表のとおりであった〔琉球政府編 1968b: 208〕。

表1 土地の種類

	田(反)	畠(反)	合計(反)	比率(%)	備考
百姓地	31,220	106,932	138,152	67.1%	地人の分与地
地頭地	9,790	18,190	27,980	13.0%	地頭の役地(農民に貸与)
ヲエカ地	4,516	9,991	14,507	7.0%	地方吏員の役地(耕作権のみ貸与)
ノロクモイ地	716	1,968	2,684	1.3%	神官の役地
仕明請地	7,419	4,656	12,075	5.7%	地人の開墾地
仕明知行地	2,277	867	3,144	1.5%	士族の開墾地
請地	1,667	2,377	4,044	2.0%	士族に授与した私有地
払請地	462	3,106	3,568	1.7%	払下げ私有地
合計	58,067	148,087	206,154	100.0%	

「百姓地」とは、村の地人に配当された耕作地であり、これが地割制の根幹をなすものであった。「百姓地」以外の土地は私有地であり売買可能であった。「地頭地」・「ヲエカ地」・「ノロクモイ地」は、王府の役人と村落の吏員に与えられた土地であり、彼らの特權的な地位を支える財産となった。「仕明請地」と「仕明知行地」は、それぞれ地人と士族が開墾した土地であり、開墾者が私有した。「請地」は元々百姓地であったが、王府によって一旦取り上げられ

た後に士族に授与された土地である。「払請地」も元々百姓地であったものを王府が一旦取り上げた後に、士族や百姓に払い下げた土地である。無祿士族がアクセス可能だったのは、このような私有地であった。本稿では、これらの私有地のうち、役人への級地を除く仕明請地・仕明知行地・請地・払請地に対して無祿士族がどのように関わったかを検討する。

## Ⅱ 払請地と居住人<sup>1)</sup>

払請地とは、王府によって払い下げられた私有地である〔表1〕。誰が払請地を買い受けたかについて、具体的な資料は得られていないが、居住人が払請地の所有者になったケースは少なくなかったと筆者は推測している。その根拠は、いくつかの資料にみることができる。

「沖縄県旧慣地制」(1893)によると、払請地は具志川間切と北谷間切にのみ存在する次のような土地を指す。

払請地ハ具志川、北谷ノ二ヶ間切に限り其他ノ間切ニハ之れなし其ノ起原を尋塗るに此ノ両間切ノ内貢租ヲ完納スルコト能はざる村ヲ生するニ至リシヨリ藩庁ハ特別ノ処分トシテ其土地ヲ売却シ其ノ代金ハ之ヲ村ノ共有トシテ下附シ土地ヲ買受ケタル者ニハ請地状ヲ附与シテ売買讓与ヲ認許シタルコト仕明地等ト異ルコトナシ負担ニ至リテハ百姓地ト大差ナク唯タ此の土地ニ限り米又ハ雜石ノ現納ヲ免シタル代金納ヲ許シタルノ差アルノミ此金納ヲ許シタル理由明カナラス〔琉球政府編1968a: 206-207〕。

払請地は、具志川・北谷両間切を合わせて356.8町あった。これは、両間切の耕作地の27.5%を占めている<sup>2)</sup>。

払請地を購入した居住人がいたと推測する1つの理由は、具志川・北谷の二間切の居住人の人口が多いという事実による。1891(明治24)年の統計(『沖縄県統計書』)によると、具志川間切の士族人口は5,376人、間切人口に占める士族人口の割合は48.11%であり、首里・那覇を除く間切の中で最も多い士族人口を擁している。北谷間切では4,304人(54.34%)と三番目に多くなっている。このような士族人口の偏りは、まとまった数の士族が払請

地を購入して移住・定着したことによる社会増である可能性がある。

この推測を裏付ける例として、北谷間切兼箇段村の周縁に形成されたY屋取におけるX家という1つの有力な士族家をあげることができる。X家は首里から北谷間切に移住してきた士族家であるが、かつて、Y屋取のほとんどの土地を所有していたといわれる。この数世代の間に各世代の兄弟は土地を分与されたが、その本家は現在でも広大な土地を所有している。X家の祖先がどのようにして広大な土地を入手したかについての詳細は不明であるが、子孫に伝わる伝承では、王府時代から広い土地を所有しており、富裕な士族であったという<sup>9</sup>。

「咸豊十年大里間切惣耕作日記」[1860] という史料によると、越来間切では、払請地の買い手として居住人が見込まれていたケースがあったことがわかる。

越来間切大工廻上地安慶田三ヶ村百姓地田畠の内、請地払被仰付候間、望の方は早々願出候様、居住人共へ無洩可申渡旨被仰渡趣承知仕、帳内居住人共拝聞させ候処、望の方不罷居候、此段首尾申上候、以上 [小野編 1987: 36]。

越来間切大工廻・上地・安慶田の三村の百姓地の一部を、居住人に「請地払」しようとしたとあるが、これは「払請地を売ろうとした」と読める。この解釈は、「請地」と「払請地」の2つの種類の土地の関係をみることで一層明確になる。『沖縄旧慣地制』によると、請地とは次のような土地を指す。

百姓地ハ一村ノ地人ニ分配耕作シテ貢納ヲ為スノ義務ヲ負ハシメタルモノナリ然ルニ天災又ハ疾疫ノ為メ人口減少シ旧来ノト地を普ク耕耘シ能ハサル場合ニ於テハ地人ヨリ藩庁ニ返納ヲ請求シ藩庁ハ更ニ之ヲ士族ニ授与シタリ是レヲ請地ト称ス而シテ藩庁ハ請地状ヲ交附シテ仕明地と同シク売買譲与ヲ認許シタルモノニシテ其ノ負担ハ百姓地ト異ナラス唯々夫錢ニ至リテハ少シク異レルオノアリタル（中略）藩庁か始メテ請地ヲ設定シタル年月詳カラナス或イハ曰ク元文以前ニ設定シタルモノハ請地ニシテ其以後ニ至リテハ請地ナク次項ノ払請地ヲ生スルニ至リタルモノナリト。[琉球政府 1968a: 206]。

史料中の「元文以前」とは、祭温が主導した元文検地（1737～1750）以前を指している。つまり、元文検地以前に設定された請地は、それ以降は払請地となったことがこの史料からわかる。すると、「咸豊十年大里間切惣耕作日記」（1860）記載の「請地払」とは、百姓地の一部を売る政策がとられたことを意味することになる。そして、同資料の「居住人に告知したが希望者がいなかつた」（「帳内居住人共拝聞させ候處、望の方不罷居候」）という記述からは、払請地の買い手が現われなかつたことがわかる。ここで注目されるのは、「請地払」の告知を特に居住人に対して行なっていることである（「望の方は早々願出候様、居住人共へ無洩可申渡旨被仰渡趣承知仕」）。これらのことから、王府が百姓地の一部を払い下げる払請地の方策は、具志川間切と北谷間切だけでなく越来間切でも試みられたことと、その買い手に居住人が想定されていたことがわかる。越来間切では払請地の買い手が現われなかつたが、具志川間切と北谷間切では、払請地に買い手がついたと推測できるのである。払請地を買い受けるほどに経済力のある居住人が、北谷・具志川間切に多く移住したという仮説を敷衍すれば、売買可能な私有地の多い地域には居住人人口も多いということができるだろうか。

### III 私有地面積と居住人人口の相関

仲地哲夫は、各種土地の面積が間切ごとにヴァリエーションがあることに注目して、仕明地（開拓私有地）の増加と富裕な百姓（ウェーキ）の形成の関連性を検討している〔仲地2007〕。これを参考にして、ここでは私有地の多い地域と居住人人口が多い地域に相関関係があるかどうか検討したい。

表1で示したように、払請地以外にも仕明請地・仕明知行地・請地は売買することができる私有地である。従って、これらの土地の合計は、地割制下の各間切に存在した売買可能な土地の面積ということになる。各間切の私有地の面積と士族人口は次表のとおりである。

表2 土族人口と私有地(仕明請地・仕明知行地・請地・私請地)<sup>①</sup>

	間切	私有地(畠) [町] (1890年代)	私有地(田) [町] (1890年代)	合計 [町]	土族人口 [人] (1891年)
国頭	大宜味	1.1	22.3	23.4	844
	恩納	24.2	32.9	57.1	1118
	金武	8.9	25.7	34.6	812
	久志	18.3	22.4	40.7	925
	国頭	8.8	49.4	58.2	1646
	今帰仁	6.9	60.7	67.6	1959
	羽地	49.2	138.3	187.5	726
	名護	39.6	127.0	166.6	1522
	本部	42.2	29.9	72.1	4356
中頭	浦添	15.9	12.2	28.1	1459
	勝連	3.2	1.0	4.2	429
	宜野湾	13.7	27.6	41.3	1664
	越来	13.0	44.9	57.9	2390
	北谷	240.3	86.0	326.3	4304
	具志川	105.9	103.5	209.4	5376
	中城	27.4	14.8	42.2	2515
	西原	77.8	93.8	171.6	2632
	美里	10.7	27.7	38.4	3233
	与那城	81.3	1.6	82.9	774
	読谷山	0.7	20.7	21.4	2634
島尻	大里	15.0	23.4	38.4	2826
	小禄	25.4	9.6	35.0	1024
	兼城	2.0	8.4	10.4	561
	喜屋武	0.2	0.3	0.5	0
	具志頭	0.8	1.0	1.8	596
	東風平	16.4	40.1	56.5	627
	佐敷	22.2	22.5	44.7	877
	高嶺	2.8	5.5	8.3	501
	玉城	27.2	33.2	60.4	1324
	知念	9.9	23.8	33.7	1483
	豊見城	12.5	11.0	23.5	294
	南風原	41.3	29.7	71.0	1074
	真壁	2.4	0.0	2.4	144
	摩文仁	0.0	0.0	0.0	69
	真和志	131.3	14.6	145.9	2409

私有地と土族人口との相関関係を図示すると図1のようになる。

## 近世琉球における無祿士族の私有地獲得

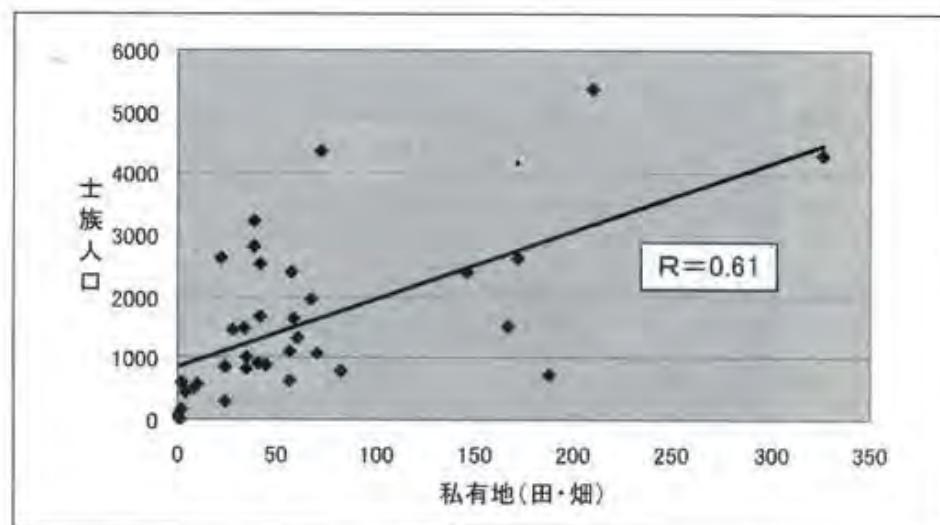


図1 私有地と士族人口の相関（全体）

私有地の広狭と士族人口の相関係数（R）は0.61であり、両者はやや相関しているといえる。これを国頭（北部）・中頭（中部）・島尻（南部）の地域別にみると、図2から図4のようになる。

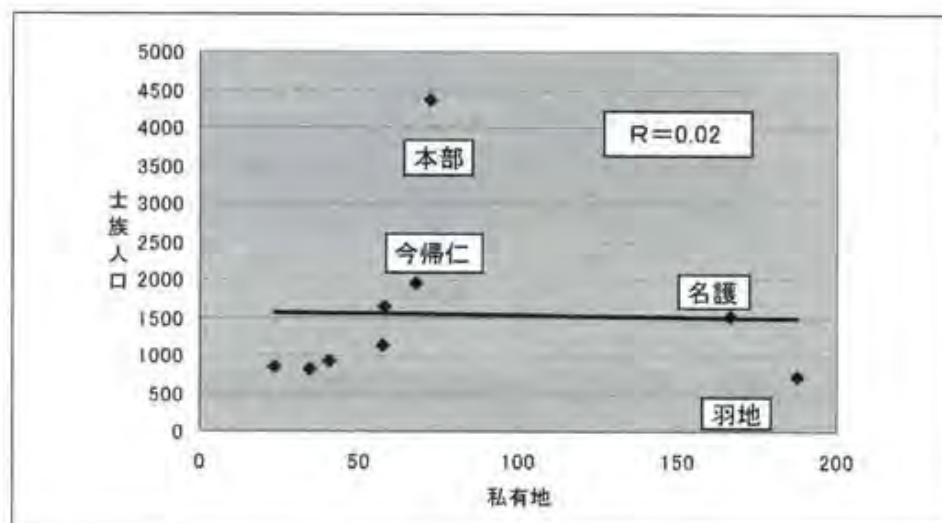


図2 私有地と士族人口の相関（国頭）

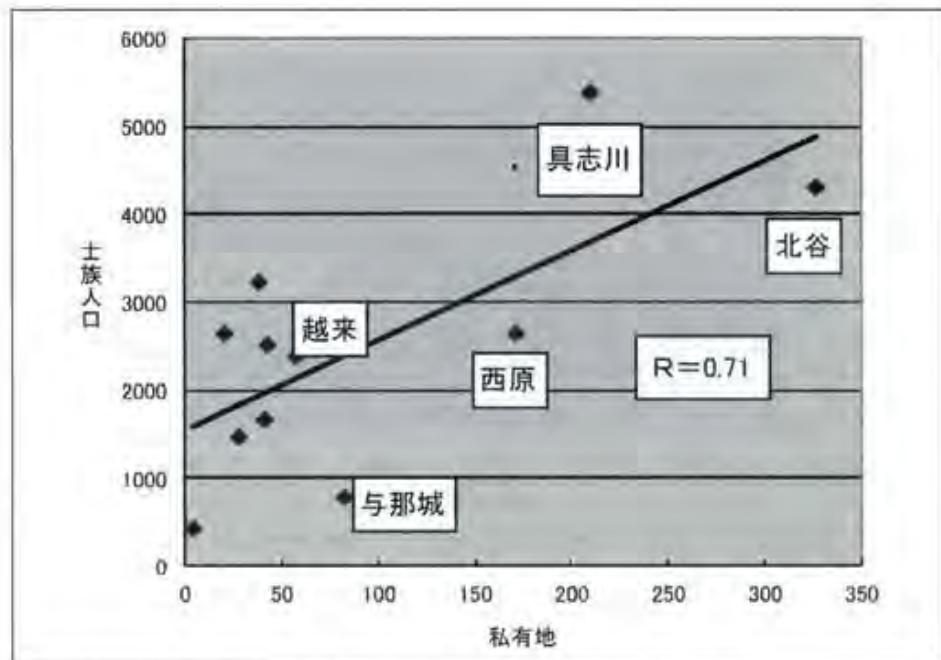


図3 私有地と士族人口の相関（中頭）

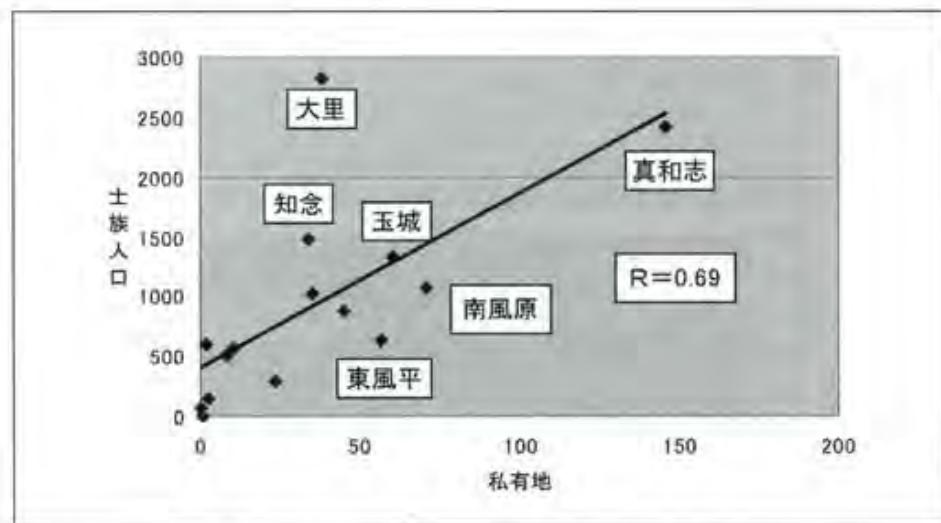


図4 私有地と士族人口の相関（島尻）

三地域の中で最も顕著な相関関係が認められるのは中頭地域であり、島尻地域でも相関関係がみられる。これに対して、国頭地域では相関関係は全く認められない。中頭と島尻地域の私有地が多く存在する間切では、それと比例して士族人口が多くなっており、国頭地域では私有地の広狭と士族人口の多少はなんら関係がないということになる。

このことは、居住人の移住・定着のプロセスに地域的なヴァリエーション

があったことを示している。ヴァリエーションを生み出す要因としては、首里からの距離や地形が生業に与える制約に加えて、居住人の経済力の差異だとも考えられる。ここで、仕明地（百姓による開墾地）の多い国頭地域において大土地所有者としての富裕な百姓（ウェーキ）が形成されたと指摘する仲地哲夫の研究〔仲地2007〕が想起される<sup>5)</sup>。つまり、国頭地域では、広い私有地を所有する富裕な百姓（ウェーキ）が形成されたために、彼らと居住人が競合し、居住人が土地の売買に関与することが難しい状況があった可能性がある。これに比べると、中頭・島尻地域では、経済力のある居住人が土地の売買に関与しやすく、これらの地域への移住が促進されたとみることが可能である。

### おわりに

地割制下の村では、村落構成員たる地人は土地を配分される資格と権利を有しており、無祿士族はこれらの資格と権利がなく、村で生きていくのに不利な状況にあった。しかし、本稿で検討したように、私有地を獲得した無祿士族が存在していた可能性は十分にあった。このことは、近世琉球の村落社会の流動的な状況の中に無祿士族が経済的に展開しうるニッチがあったことを意味する。

琉球近世史研究の知見によると、近世末期の地割制は「変容」していたといわれている。一定の土地を一定期間に村落構成員（地人）に配分し一定期間で割替える地割制は、地人を村内部に緊縛し、論理的には階層分化を引き起こさない、あるいは阻止する制度である〔梅木2011:109、山本1972:173〕。しかし実際は、近世末期の琉球の村落社会は、階層分化が進んでいたことが明らかにされている〔田港1965、1974；来間・波平・安仁屋・仲地1979；仲地1990〕。耕作地は不均衡に配分されるようになり、広い土地を割り当てられた者と、狭い土地を割り当てられた者が現われたのである。このような状況の中、1899（明治32）年に土地整理事業が行なわれ、共同体的な土地所有制から私有制に移行することになった。上地一郎は、地割制に関する研究史をレビューして近世末期から近代初期にかけた状況について次のよ

うに述べている。

沖縄の地割制は、結局、その自壊による私的所有権の内発的な成立をみる以前に、割替共有地の集積と長期的占有化の傾向が強まった時点で、明治政府による旧慣土地制度・租税制度の総決算ともいえる沖縄県土地整理事業（1899～1993）によって解体されたのである [上地2008:43]。

沖縄県土地整理事業は、近世的村落社会のあり方が外部の力によって終止符が打たれたことを意味するが、階層分化の側面からいえば、土地占有による経済的展開は近世末期にすでにあった。そして、近世末期の不均衡な土地の配分は、近代以降の不均衡な土地私有として引き継がれることになった。近代の土地私有制は、近世の「変容」の上に築かれた制度だということができる。

土地制度に関して近世から近代への移行期に起こった変化は、占有から私有への変化であった。地割制廃止＝土地私有制成立は、百姓層においてそれまでに進行していた階層分化、特に富裕な百姓（ウェーキ）の経済的地位を法的・社会的に追認するものであった。一方、士族層にとっての近代は、首里王府の廃止・旧慣の廃止によって禄を失い、「没落」の時期となったという一般的な理解がある。しかし、それはごく一部の上層の士族のことであり、無禄士族にとっての近代はかなり違う意味をもっていた。

多くの無禄士族にとっての地割制廃止は、それまで小作人として実質上占有していた小作地（浮掛地）を私有化する契機となったこと、また、近代以前にすでに経済的に自立していた無禄士族が近代以降に集落内で有数の富農となっていた例について筆者は検討したことがある [玉城2007、2011]。これに対して本稿で注目したのは、近世の流動的な社会状況の中で無禄士族のニッチがあり、制度的に守られないままに社会経済的な地位を得た無禄士族が存在していたことである。その背景には、近世末期の土地制度が理念通りのものではなく流動的な状況があった。富裕な無禄士族は、近世琉球の村落社会の流動的な状況で生まれ、近代においてさらに展開していったということができる。

沖縄における近代は、外部の力による制度的転換（首里王府廃止・土地整理）によって始まった。しかし、近世から近代にかけて存在していた富裕な

無祿士族を通してみえてくるのは、近世から近代への転換が、断絶的というよりは連続的であったということである。近代は、近世の流動的な状況で生まれた土地占有による富裕者の出現という社会経済的傾向にさらに拍車をかけるものであった。

### 注

- ① 「居住人」とは、村の周辺部の土地を開拓したり村の共有地を小作して暮らすようになった無祿士族をさす。「居住人」は、近世史料に散見される。
- ② 耕作地全体における払請地の比率を計算するにあたって、具志川間切と北谷間切における耕地面積の合計は、1892（明治25）年版の『沖縄県統計書』〔沖縄県警察本部1891〕（具志川間切：427町6反、北谷間切：868町1反）を参照した。
- ③ X家の現当主のイトコ・女性（50代）へのインタビューによる。彼女の父方祖父は三男であり、彼女の父親はその五男である。祖父と父の世代の兄弟で、X家の所有していた土地が分与された。彼女自身も結婚するときに屋敷地を分与されている。
- ④ 士族人口は、1891（明治24）年版の『沖縄県統計書』に基づいて作成した。この資料は、土地整理以前の間切ごとの士族人口がわかる唯一の統計である。私有地（畳）・（田）は、「沖縄県旧慣租税制度参考表」〔琉球政府編1968c〕の「竿入帳各種土地ノ反別」に基づいて作成した。この資料は、1890年代に明治政府が旧慣制度の調査に基づいて作成したものである〔仲地2007:2〕。
- ⑤ 仲地哲夫は、耕作地面積に占める仕明地が国頭地域で12.1%あり、中頭・島尻地域（3.7%・3.4%）よりも高い比率で存在していることを指摘した上で、それが、18世紀中頃の国頭地域にウェーキが存在していたことを示していると指摘している〔仲地2007:6、9〕。これを本稿の分析と重ねると、国頭地域では、大土地所有者としてのウェーキと私有地を獲得しようとする居住人が、私有地獲得をめぐって競合する状況にあったと推測することが可能である。

### 参考文献

上地一郎

2008『沖縄社会の近代法制度への包摂とその影響：歴史法社会学的分析』早稲田大学博士論文。

梅木哲人

2011『近世琉球王国の構造』第一書房。

小野武夫編

1987『近世地方経済史料第9巻』吉川弘文堂。

## 論文

- 来間泰男・波平勇夫・安仁屋政昭・仲地哲夫  
1979「近代沖縄におけるウェーキ＝シカマ関係」『南島文化』1：187-217。
- 玉城 紇  
2007「兄弟の結合と家計戦術：近代沖縄における屋取の展開と世帯」『文化人類学』72(3)：326-344。  
2011「兄弟のつながりから地域社会のまとまりへ：近代沖縄におけるムラの流動性と社会形成」高谷紀夫・沼崎一郎編『(つながり)の文化人類学』東北大学出版会、pp.101-132。
- 田港朝昭  
1965「近世末期の沖縄農村についての一考察—地方役人層の動きを中心に—」『琉球大学教育学部紀要』8：149-163。  
1974「近世末期の沖縄農村の構造と「変容」(1)」『沖縄歴史研究』11：1-11
- 仲地哲夫  
1990「沖縄村落：首里王府の基本政策と村落の階層分化」『日本村落史講座 第7巻生活2近世』、pp.318-330、雄山閣出版社。  
2007「近世琉球のウェーキ（資産家）と身売り百姓」『南島文化』29：1-18。
- 琉球政府編  
1968a「沖縄旧慣地制」（沖縄県内務第一課 1893）『沖縄県史第21巻資料編 11旧慣調査資料』、pp.151-186、琉球政府。  
1968b [1895]「沖縄県旧慣租税制度」『沖縄県史第21巻資料編 11旧慣調査資料』、pp.187-276、琉球政府。  
1968c [1890年代]「沖縄県旧慣租税制度参考表」『沖縄県史第21巻資料編 11旧慣調査資料』、pp.277-351、琉球政府。
- 山本弘文  
1972「近世沖縄史の諸問題」『新里恵二編『沖縄文化論叢第1巻』平凡社。